

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 21 日

岩手県知事 達増 拓也 殿

提出者

住 所 岩手県八幡平市松尾第4地割115番地

氏 名 積水メディカル株式会社 岩手工場  
工場長 立柳 誉

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0195-74-3161(代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	積水メディカル株式会社 岩手工場
事業場の所在地	岩手県八幡平市松尾第4地割115番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	製造製品出荷額 101億円
③ 従業員数	214名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙4のとおり

(日本産業規格 A列4番)



## (第2面)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】 別紙3のとおり		
①現状		特別管理産業廃棄物の種類		
排 出 量			t	t
(これまでに実施した取組)				
廃溶媒を有価物として売却する 製造過程での溶媒回収を行いリサイクルする				
②計画		【目標】 別紙3のとおり		
特別管理産業廃棄物の種類				
排 出 量			t	t
(今後実施する予定の取組)				
-				

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 当事業所から発生する廃棄物は、種類ごとに各置き場を設け分別している。当事業所から発生する特別管理産業廃棄物の廃溶媒は防油堤の中に設置したステンレス製タンクに保管、また、ドラム缶詰したものは廃溶媒倉庫に保管している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) -

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類			
①現状		自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
		(これまでに実施した取組)			
		-			
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類			
②計画		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
		(今後実施する予定の取組)			
		-			

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】			
		特別管理産業廃棄物の種類			
①現状		自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
		自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
		(これまでに実施した取組)			
		-			
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類			
②計画		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
		(今後実施する予定の取組)			
		-			

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】 別紙3のとおり		
		特別管理産業廃棄物の種類		
①現状		自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)				
		【目標】		
②計画		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分を行ふ 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)				

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】 別紙3のとおり		
		特別管理産業廃棄物の種類		
①現状		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)				
当事業所では、収集運搬、処分に関しそれぞれの処理業者から許可証を 徴収し精査確認後、委託契約を締結している。また、廃棄物が違法処理 されていることの事実確認として以下を実施している。 マニフェスト管理（平成23年10月から電子マニフェスト導入） 委託処分場の視察 収集運搬、処分業許可証の定期的な確認 ISO14001の要求事項に則り内部環境監査の実施 内容物の事前連絡、確認				

## (第5面)

	【目標】 別紙3のとおり		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
②計画	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>現状を維持・継続する さらに産業廃棄物の有価物化や溶媒のマテリアルリサイクルを検討する</p>		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	910.847	t
<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>平成23年10月より電子マニフェストを導入・運用中 引き続き法令に則って電子マニフェストを運用する。</p>			
※事務処理欄			

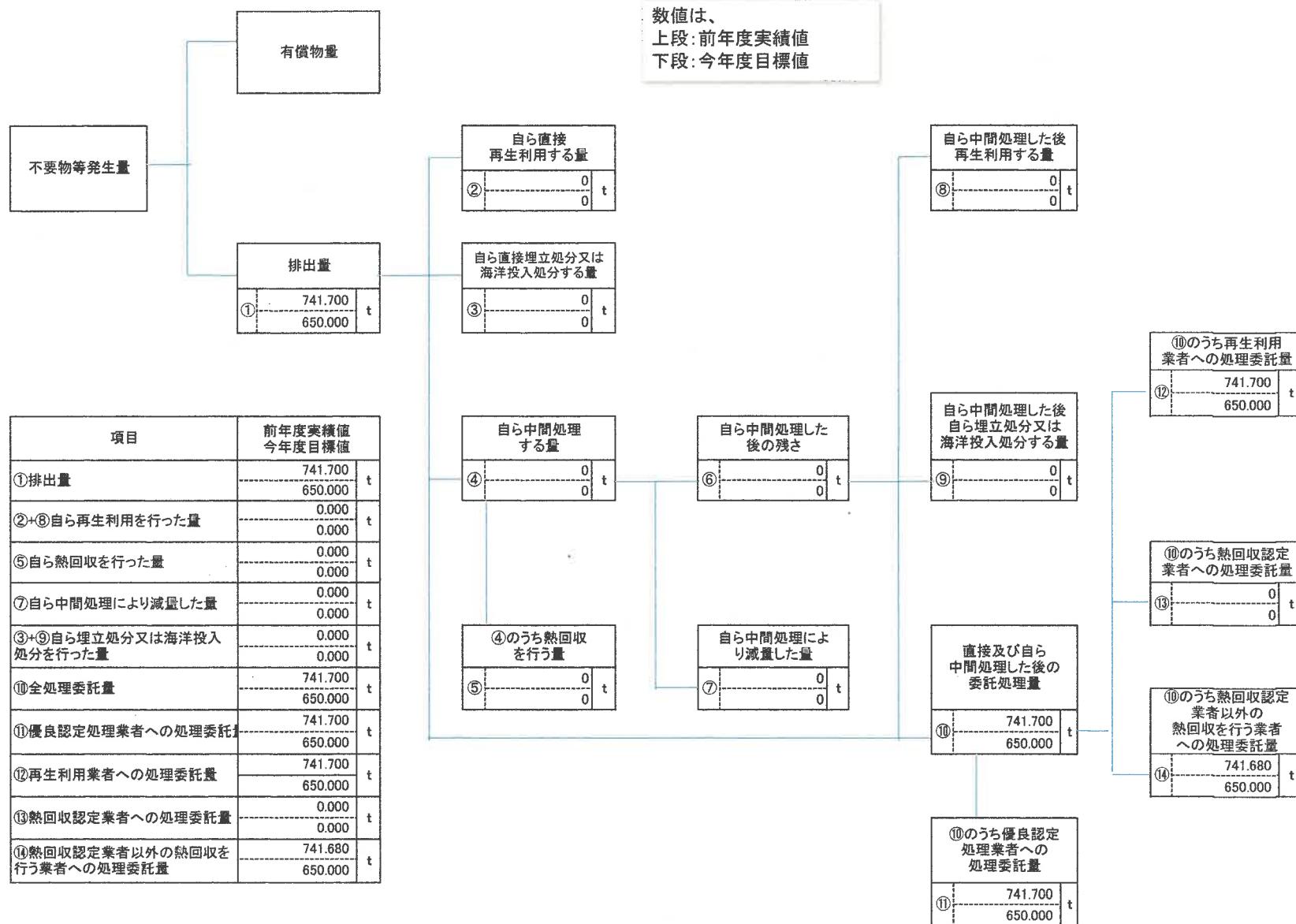
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

【別紙】今年度の計画

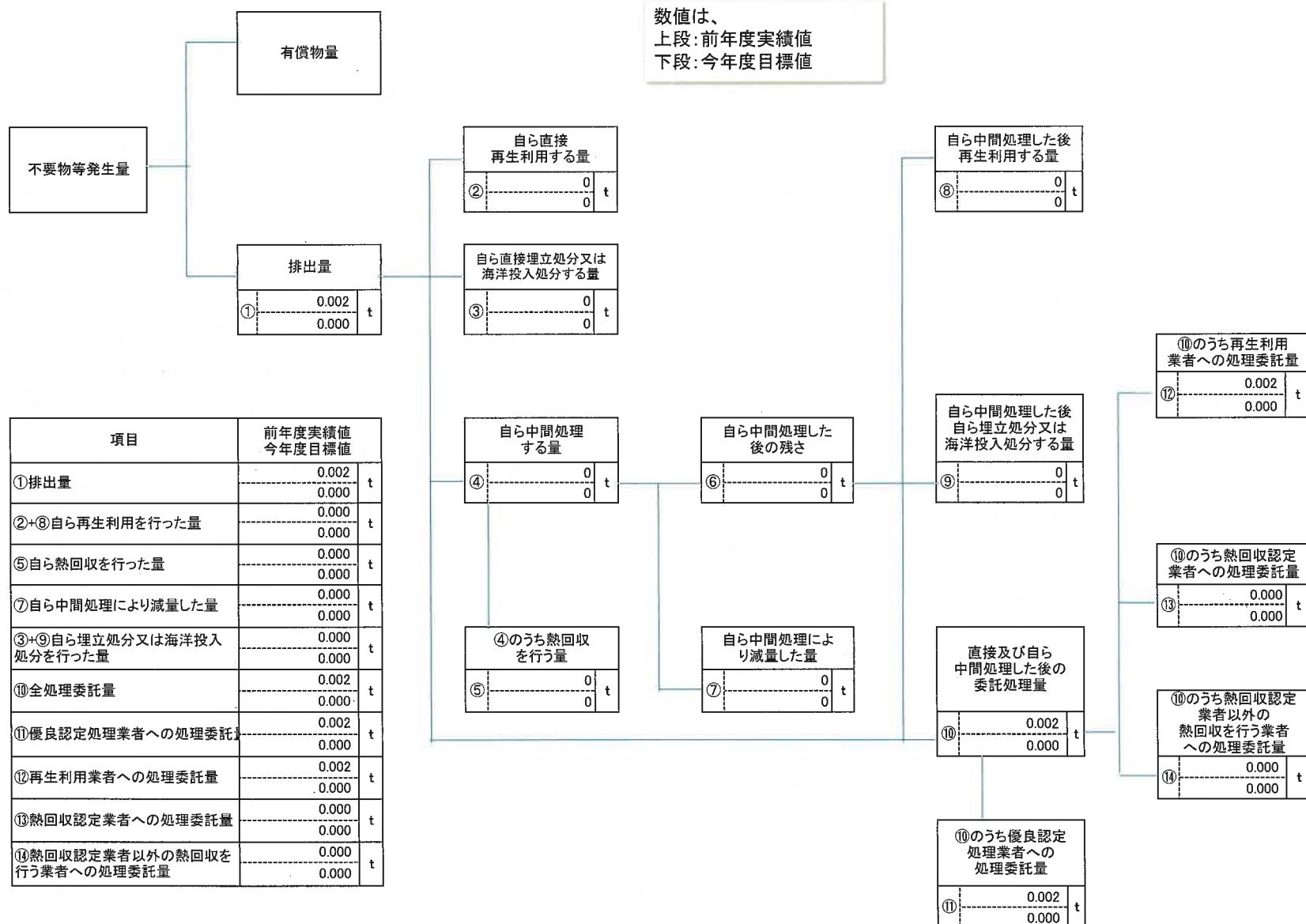
(特別管理産業廃棄物の種類: 引火性廃油)



【別紙】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: 特定有害廃油)

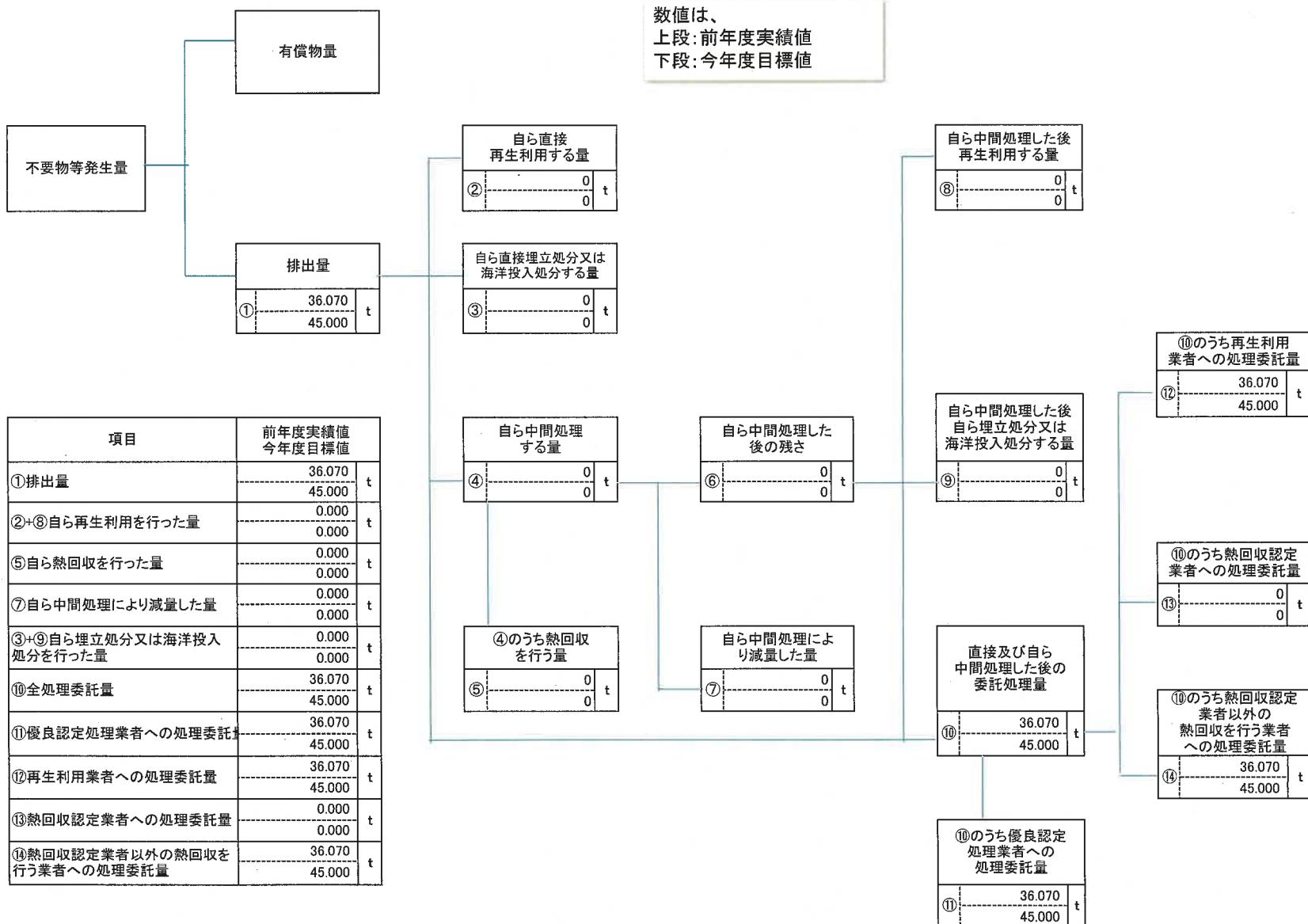
)



【別紙】今年度の計画

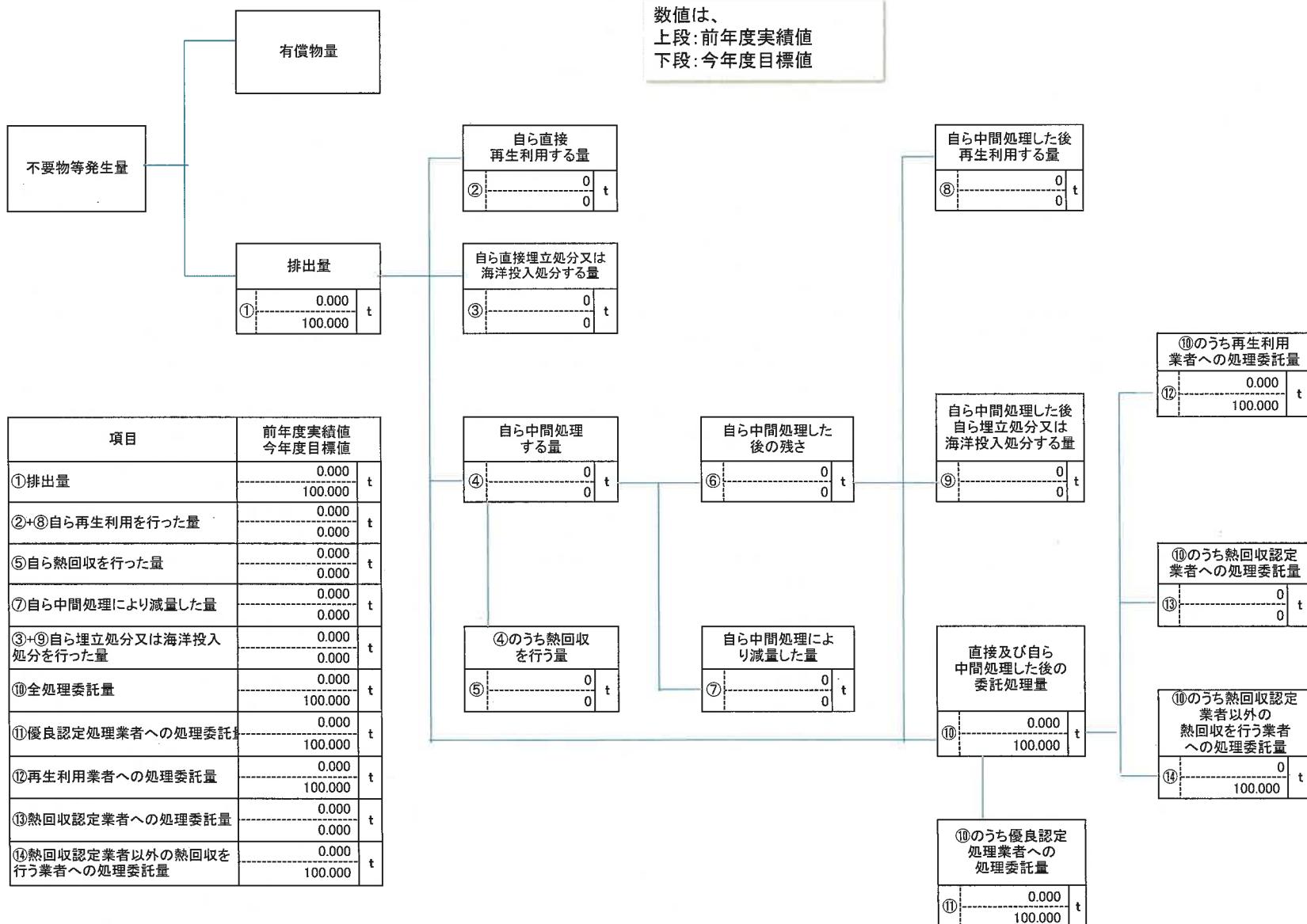
(特別管理産業廃棄物の種類: 特定有害廃酸)

)



## 【別紙】今年度の計画

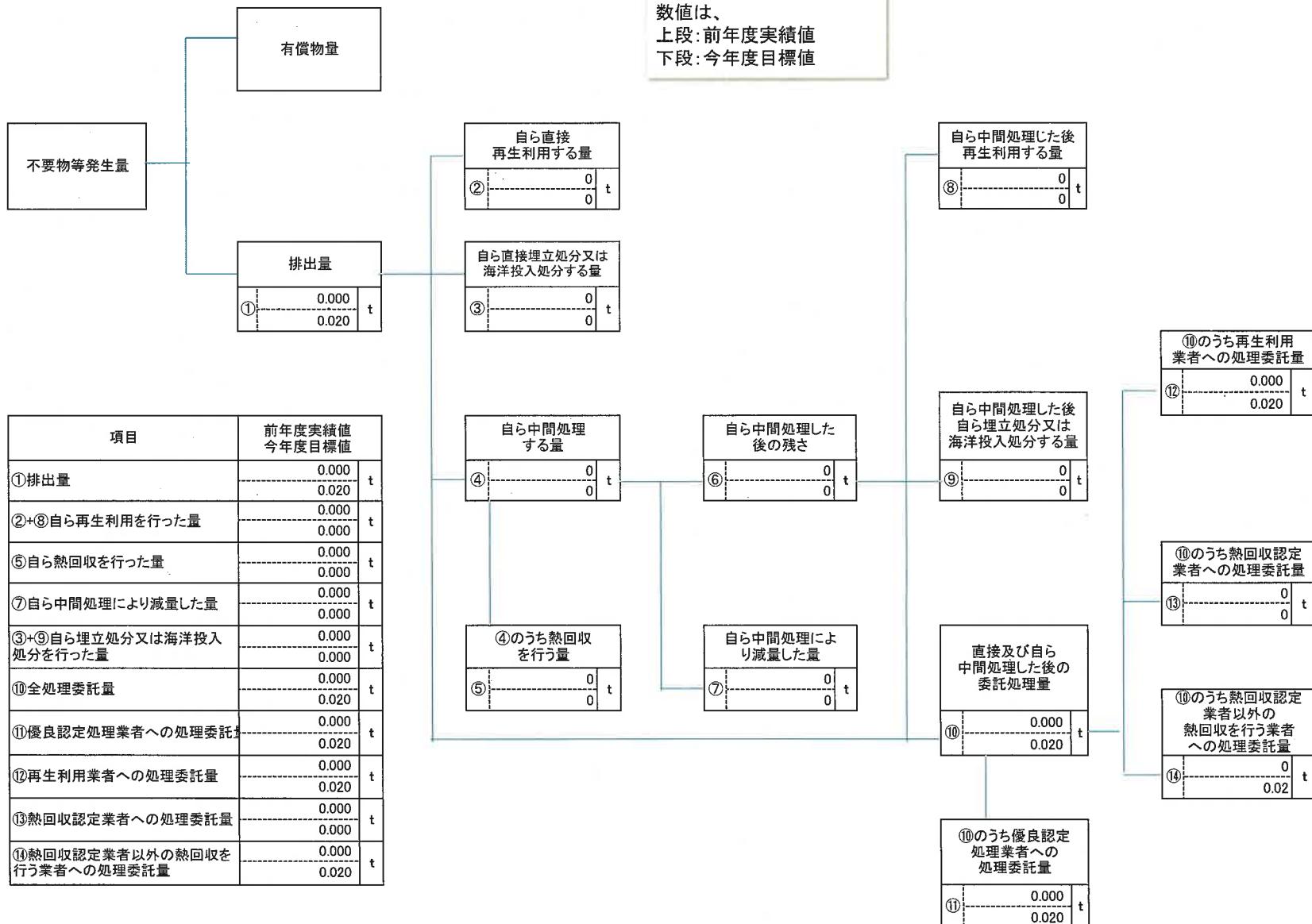
) 管理産業廃棄物の種類：特定有害廃アルカリ )



## 【別紙】今年度の計画

## ) 管理産業廃棄物の種類: 特定有害汚泥

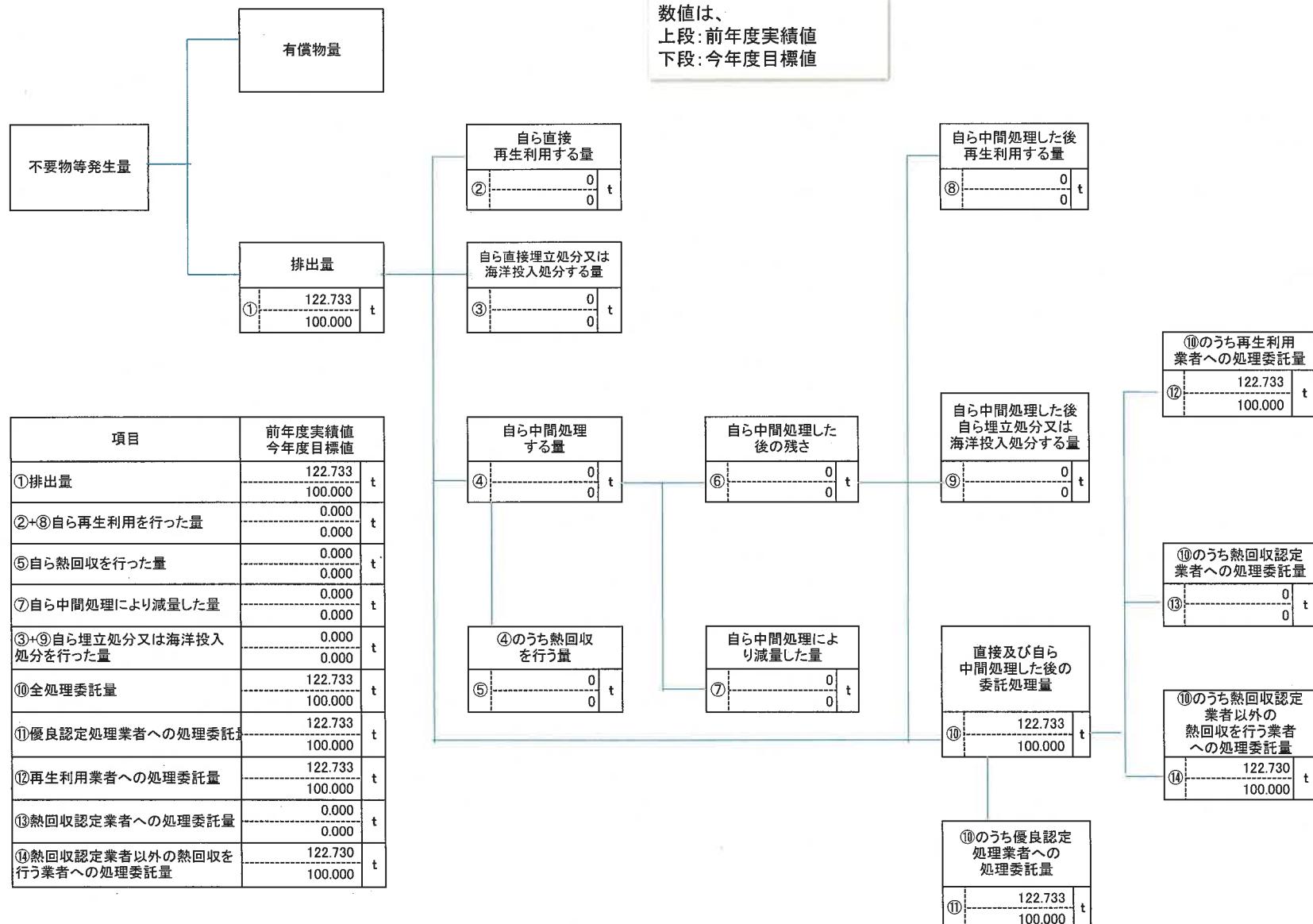
数値は、  
上段:前年度実績値  
下段:今年度目標値



【別紙】今年度の計画

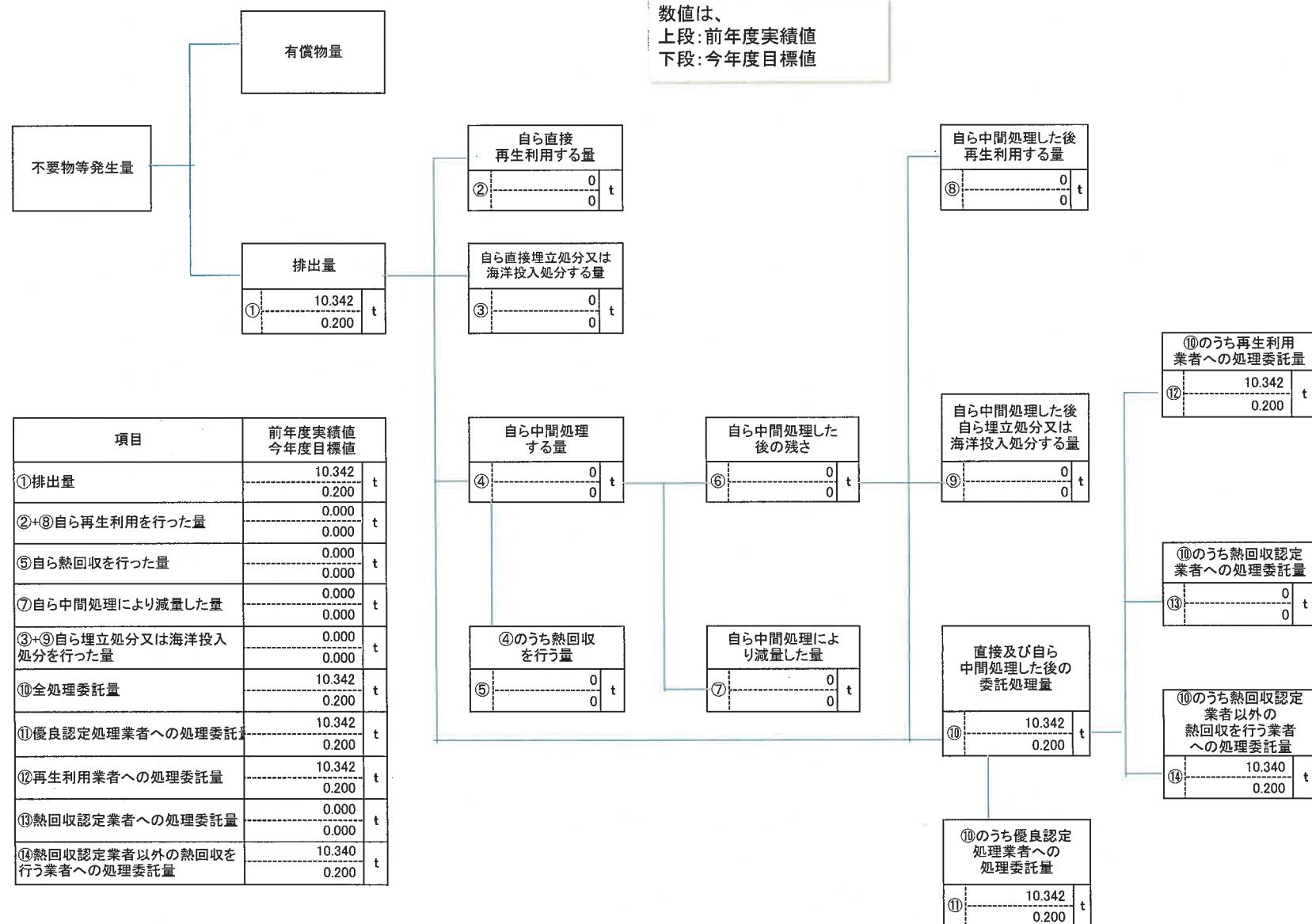
(特別管理産業廃棄物の種類:pH2.0以下の廃酸)

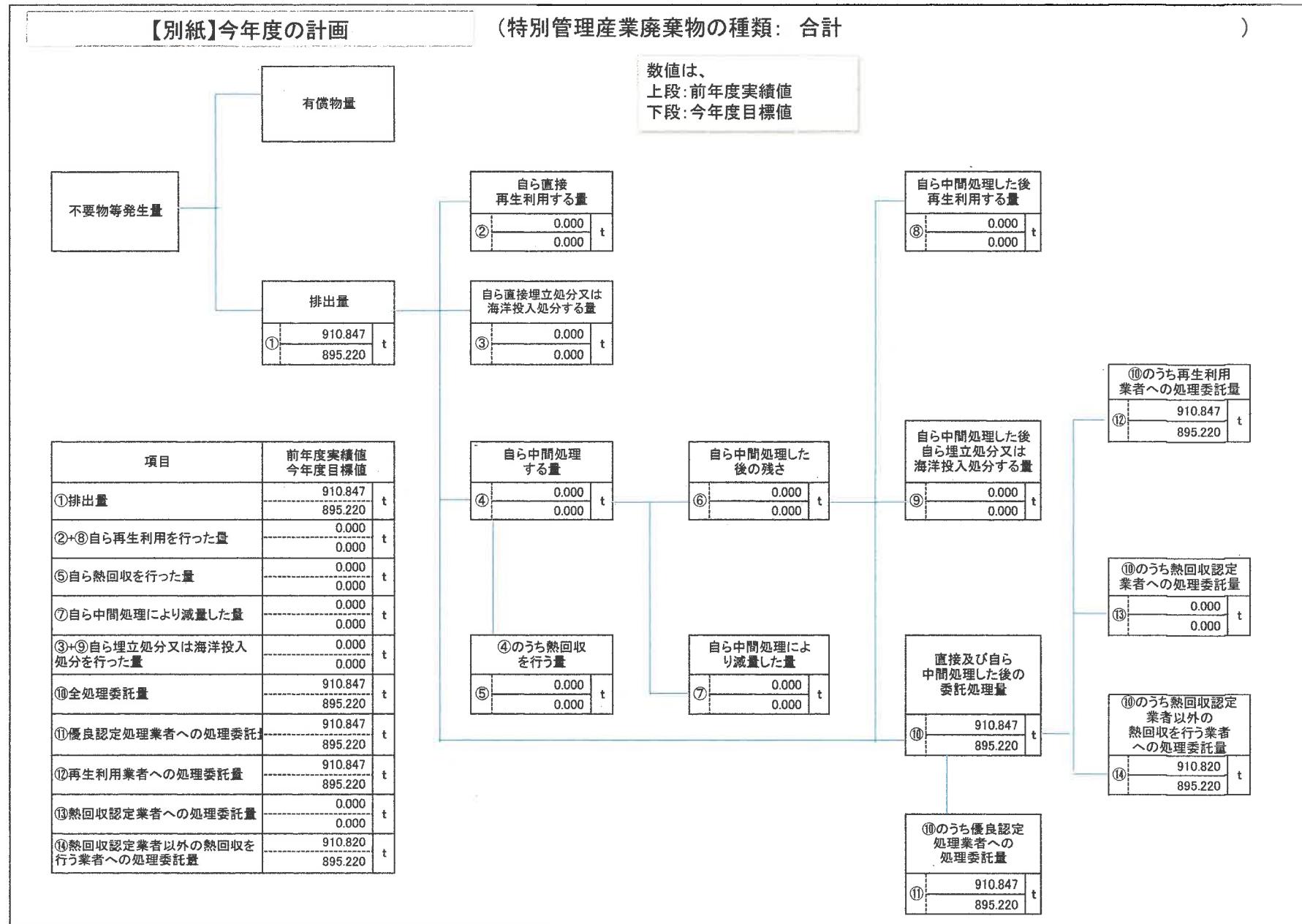
)



【別紙】今年度の計画

(特別管理産業廃棄物の種類: pH12.5以上の廃アルカリ)





## <別紙2>

環境マネジメント推進体制図(2024年度 04月改訂版)

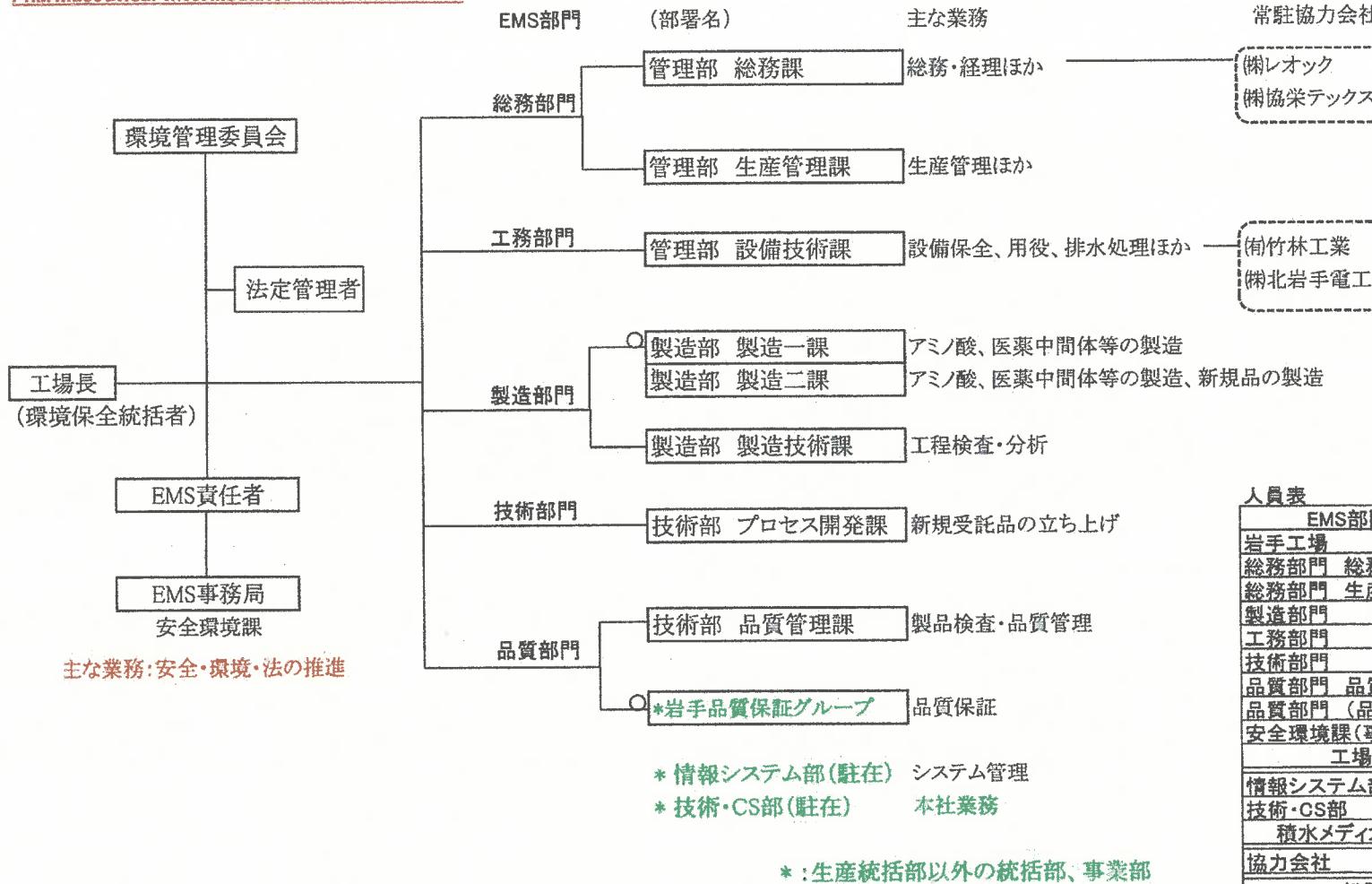
適用範囲: 医薬品原体、医薬品中間体及び、アミノ酸の製造

Scope of Activity

Manufacturing of Pharmaceutical Ingredients,  
Pharmaceutical Intermediates and Amino Acids

作成 2024年04月01日  
部署 事務局

工場長	EMS 責任者	事務局
立川 勝 240401	井上 一郎 240401	瀧澤 240401



人員表	人數
岩手工場	3
総務部門 総務課	8
総務部門 生産管理課	10
製造部門	105
工務部門	14
技術部門	24
品質部門 品質管理課	18
品質部門 (品質保証G)	9
安全環境課(事務局)	6
工場計	197
情報システム部	2
技術・CS部	1
積水メディカル合計	200
協力会社	14
総計	214

- 注 1、複数の課で構成されている部門長は○印の課長とする。  
 2、総務部門には部門長を置かず、総務課と生産管理課が独立して活動を行う。  
 3、情報システム部は年度毎的一般教育を受け、工場全体の環境活動等に参加する。  
 4、アルバイト社員、派遣社員等は配属部門の所属員とする。(常駐協力会社員は所属部門で教育・活動等を準じて行う)  
 5、本社 技術・CS部は、環境管理を指導する立場であることと、別途報告・連絡を密にしていることから、環境教育の対象外とする。  
 6、安全環境課は課員全員を事務局とし、連絡事項の周知・環境教育については日常のOJTで行う事とする。  
 7、常駐以外の協力会社、供給業者、請負業者は適用範囲外とする。

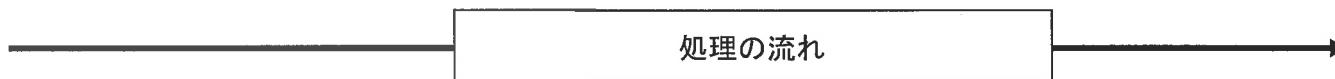
## 特別管理産業廃棄物実施状況

単位:t

		引火性 廃油	特定有害 廃油	特定有害 廃酸	特定有害 廃アルカリ	特定有害 汚泥	pH2.0以下 の廃酸	pH12.5以上の 廃アルカリ	計
排出の抑制に関する事項	前年度(令和5年度)排出実績	741.700	0.002	36.070	0.000	0.000	122.733	10.342	910.847
	今年度(令和6年度)計画排出量	650.000	0.000	45.000	100.000	0.020	100.000	0.200	895.220
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	前年度(令和5年度)全処理委託量	741.700	0.002	36.070	0.000	0.000	122.733	10.342	910.847
	優良認定処理業者への処理委託量	741.700	0.002	36.070	0.000	0.000	122.733	10.342	910.847
	再生利用業者への処理委託量	741.700	0.002	36.070	0.000	0.000	122.733	10.342	910.847
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	741.680	0.000	36.070	0.000	0.000	122.730	10.340	910.820
	今年度(令和6年度)計画全処理委託量	650.000	0.000	45.000	100.000	0.020	100.000	0.200	895.220
	優良認定処理業者への処理委託量	650.000	0.000	45.000	100.000	0.020	100.000	0.200	895.220
	再生利用業者への処理委託量	650.000	0.000	45.000	100.000	0.020	100.000	0.200	895.220
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	認定熱回収業者以外への熱回収を行う業者への処理委託量	650.000	0.000	45.000	100.000	0.020	100.000	0.200	895.220

## 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

	特管種類	名称	中間処理	最終処分
積水メディカル(株) 岩手工場	引火性廃油	溶媒	焼却	再利用(土木資材)
	特定有害廃油			
	特定有害廃酸	リン酸+IBA	中和	再利用(土木資材)
	特定有害廃アルカリ	溶媒	焼却	再利用(土木資材)
	特定有害廃汚泥	試薬	焼却	再利用(土木資材)
	pH2.0以下の廃酸	試薬	中和	再利用
	pH12.5以上の廃アルカリ	試薬	焼却	再利用



処理の流れ